

令和7年度お倉ヶ浜ビーチハウス飲食店出店者募集要項

1 募集内容

(1) 面積

①	ビーチハウス前芝生敷	4.5m×4.5m(20.25 m ²)	2 区画
②	ビーチハウス西側	6m×3.5m (21 m ²)	3 区画
③	ビーチハウス北側	5.5m×2.5m (13.75 m ²)	2 区画

(2) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、保健所で必要な許可を受けたキッチンカーまたは移動式販売車等とする。

なお、飲食物提供に伴う海水浴場内の電気設備や水道設備等の利用は認めない。

(3) 営業可能時間

午前8時30分から午後5時まで（営業資機材の搬入・搬出時間を含む。）

なお、営業時間は5時間以上とする。

(4) 出店料（使用料）

1日1店舗あたり1,000円

なお、出店料は一般社団法人日向市観光協会が指定する支払いの方法および期日までに支払うこと。

出店料の未納または納付遅延があった場合は、以降の出店を取り消す場合がある。

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。

(2) 日向市に納付すべき市税の滞納がないこと。

(3) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(4) 申請日から出店日までの間、日向市の指名除外又は指名保留期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

(6) 飲食店出店にあたり、日向市および一般社団法人日向市観光協会と迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。

(7) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係

者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(8) 次のすべてに該当する者であること。

ア 保健所の定める営業許可証がある者

イ 食品衛生責任者等資格を有する者

ウ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者

エ 産業廃棄物処理業者と産業廃棄物処理契約を締結している者

3 出店者登録の手続

(1) 必要書類

- ・キッチンカー等出店計画書
- ・誓約書

(2) 提出方法及び提出先

一般社団法人日向市観光協会へ持参、郵送またはメール

(3) 出店者および出店日の決定

出店者および出店日は、日向市と一般社団法人日向市観光協会と協議の上、決定する。

4 注意事項

(1) 出店場所は日向市の行政財産であるため、飲食店出店が目的外使用であることを理解し、営業にあたっては、本来の用途や目的を妨げず、公共の利益に資するよう努めること。

(2) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すこと。

(3) 営業する際には、保健所から交付された許可済証を貼付すること。

(4) 営業に伴う廃棄物（飲食店利用者から飲食物販売に伴う容器等の処理を依頼されたものを含む。）は、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

(5) 出店に伴う事故等は出店者の責任において対処すること。

(6) 指定場所でのみ営業を行うこと。

(7) 敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。

(8) 他者に出店の権利を譲渡しないこと。

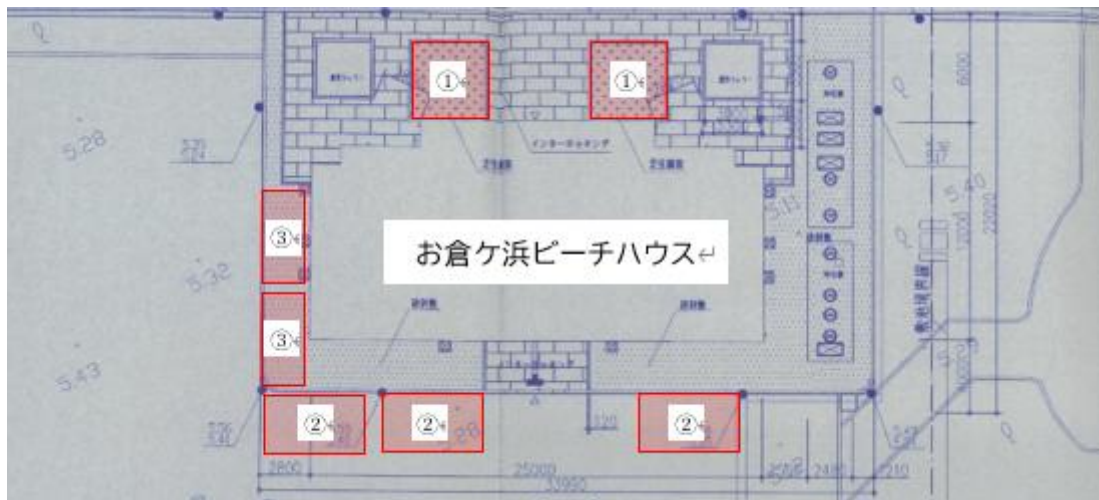
(9) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。

- (10) 景観を損ねたり、通行を妨げたりしないこと。
- (11) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行うこととし、出店を中止する際は、出店計画日当日の午前9時までに一般社団法人日向市観光協会に連絡すること。
なお、この場合の出店料は不要とする。
- (12) 自然災害等が発生または発生するおそれが高い場合、日向市または一般社団法人観光協会の判断により出店を中止させる場合がある。なお、この場合の出店料は不要とする。
- (13) 営業開始後、自己都合により指定された時間（5時間以上）を満たさずに当日の営業を中止する場合は、事前に一般社団法人日向市観光協会に連絡すること。なお、この場合の当日分の出店料は返却しない。
- (14) 本募集要項に定められた各事項に違反した場合、出店を取り消す場合がある。違反時は事前に弁明の機会を与えるものとする。
- (15) 出店により行政財産に損傷等が生じた場合は、原状回復または損害賠償の責任を負うものとする。

5 出店可能場所

赤い四角で囲んでいる場所を出店可能場所とする。指定場所以外にテント・イス・看板等の工作物を設置しないこと。

なお、出店場所は日向市と一般社団法人日向市観光協会と協議の上、決定する。



- | | | | | |
|---|------------|----------------------|------|-----------|
| ① | ビーチハウス前芝生敷 | 20.25 m ² | 2 区画 | ※車両乗り入れ禁止 |
| ② | ビーチハウス西側 | 21 m ² | 3 区画 | |
| ③ | ビーチハウス北側 | 13.75 m ² | 2 区画 | ※配管・柵等に注意 |